

独占禁止法基本問題懇談会（第28回）議事概要

平成19年4月4日

- 1 日時 平成19年3月29日（木）9：30～12：30
 - 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
 - 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
 - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 梶野 信治 読売新聞東京本社論説委員
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
 - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
 - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
 - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授
 - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 今井 法政大学教授、中川 神戸大学教授
- （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府 次長、東出 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 行政調査(審査)手続について
- (3) その他の論点について
- (4) 閉会

5 行政調査(審査)手続について

行政調査(審査)手続について、資料1に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下の通り。

- ・ 行政調査(審査)手続を考えるにあたっては、法執行の実効性と権利保護のバランスが重要なのではないかと。また、他の制度との平仄を合わせることが重要であるということも当然のことだと思ふ。法律、規則、運用のそれぞれのレベルで改善を進めるべきである。特に日本の場合には、運用のレベルで適正手続の保障に関する問題が多いと感じている。
- ・ 行政調査の手続については、一部を変更すると、全体に支障が生じることが考えられる。例えば、司法妨害罪がある米国の制度をそのまま日本に導入することは適切ではない。また、所得税法において供述録取の際に税理士と同席が認められている場合があると言うが、これは、税理士が本人に代わって税務申告を行っているからであって、独占禁止法における場合の弁護士を同様に考えることはできない。
- ・ 供述録取の際の弁護士同席や供述書の写しの提供、弁護士秘匿特権が認められないからといって、憲法上の問題が生じるとは考えられず、認めるかどうかは、立法裁量の問題である。立法裁量の問題と考える場合に、刑事よりも厚く権利を認める必要はなく、また、他の行政手続と比較してもこれらの3つの権利を認める必要はないのではないかと。
- ・ 調査に協力的な事件関係人ばかりではないので、証拠隠滅や口裏合わせが行えない制度とする必要がある。また、不意打ち的な主張が行われる可能性があるとの点については、処分の前に、認定した事実を基礎付けるための必要な証拠の説明が行われており、また、必要に応じて、審判期日の延期も申し立てることができるので、現状で十分である。
- ・ 行政調査と刑事の捜査では、当局に与えられている権限の強さが異なるの

で、これに対応する権利保障も行政手続と刑事手続とは別個に議論することができるのではないか。長期的には、行政調査の権限や調査対象者の権利保障も含め欧州主要国並みのものが認められるべきである。

- 米国で弁護士秘匿特権が認められている背景には、厳しい法曹倫理と裁判所による弁護士の監督、司法妨害罪の存在があり、日本とは事情が異なる。また、弁護士秘匿特権の範囲については、膨大な判例の蓄積があり、日本への導入は容易ではない。

他方、供述録取の際の弁護士の同席については、弁護士の助けを求める人に対してそのような権利はないとすることは疑問であるし、事前に弁護士が指導を行うこととさほど違いがないのではないか。供述調書の写しの提供については、認められないとすれば、自らしゃべったことの内容の提供を受けるとどういう行政上の支障があるのかももう少し説明が必要ではないか。

- 供述録取の際の弁護士同席や供述書の写しの提供、弁護士秘匿特権はいずれも認める必要はないと考える。ただ、欧米では認められている弁護士秘匿特権について、日本では認められていないことについて、日本企業に不利になることはないか、行政調査において間接強制で供述を強制することについて問題はないか、といった点は気になる。
- 供述録取の透明性の確保の観点から、録音・録画を行うことが考えられるのではないか。他の行政手続で行っていないから行わないとすると、結局何の変化もないこととなる。また、供述調書の写しの提供については、提供の時期を工夫した上で、提供してよいのではないか。弁護士秘匿特権については、制度全体の在り方を検討する中で、今後の検討課題としてよいのではないか。
- 供述録取の際の弁護士同席や供述書の写しの提供、弁護士秘匿特権以外でも、刑事で認められているものは認めるべきである。違法収集証拠や伝聞証拠の排除といった証拠法則、供述拒否権の告知を取り入れるべきである。また、供述調書の写しの提供が口裏合わせに使われるというが、課徴金減免制度の導入により、他の事業者よりも早く申告を行い課徴金の減免を受けようという事業者が多いのではないか。供述調書の写しの提供を受けることにより、早期に状況を把握し、争うべきものは争い、争うべきでないことは争わないということを事業者が早期に判断できるようになり、事件処理の迅速化につながるのではないか。

- ・ 海外との比較も必要だが、現状以上に権利保護を厚くすることは、過剰保護となるのではないか。

6 その他の論点について

その他の論点について、資料3に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下の通り。

(1)「1 独占禁止法の法執行と他の措置等との関係」

- ・ 被害者に損害賠償を行った場合については、課徴金(違反金)の減額を考慮する制度を検討してほしい。これにより、違反事業者に対し被害者救済のインセンティブを与えることができる。

(2)「2 排除措置命令の手續と違反金(課徴金)納付命令の手續の一体化」

- ・ 簡明な制度とし、その制度で対応しづらい場合に、運用で対応することが望ましく、手續の一体化を原則とすべきである。

(3)「3 排除措置命令の内容について」

- ・ 審決の主文で具体的に言及されていない社内手續を求められることもあり、運用の問題についても具体的に書くべきではないか。
- ・ 具体的な事案については、個別に争うべきことであり、ここでは排除措置命令の内容の原則について記述すれば十分ではないか。

(4)「4 違反金(課徴金)の算定における消費税の扱い」

- ・ 将来消費税が引き上げられる際に消費税を含まない売上額を基礎とすることを検討すべきであると明記すべきではないか。消費税は事業者の利得ではなく、預り金に過ぎず、それが課徴金算定の基礎とされることはおかしいのではないか。

(5)「5 公正取引委員会が行う警告公表について」

- ・ 警告公表については、将来の検討課題とするということではなく、この懇談会で検討を行うべきではないか。

(6)「6 法人事業者の代表者等に対する措置」

- ・ 法人が刑事罰金を科された場合の当該法人の代表者について、一定期間の取締役等の役職につくことができないようにする措置は、行政処分については、あまり広い裁量を認めないという形で考えることを前提とすると、刑事罰として構成すべきである。
- ・ 刑事罰として構成すると、責任主義を要件とすることが必要となるが、

そうなると適用が困難ではないか。

7 今後の予定

次回会合は、4月10日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)